平成２４年（フ）第３０２号
静岡県駿東郡清水町長沢69番地の３　ソフィアＫ101号
債務者　遠藤　元明
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩151番地の８　メゾンベルウッドＳ棟301号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1370番地の７
債務者　徳田　謙樹
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
静岡県御殿場市西田中141番地の１　フォーブル田村Ｂ202、前住所兵庫県明石市大久保町八木128番地の１
債務者　櫻井ふみ子
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
静岡県御殿場市茱萸沢1292番地の１　丸太橋ハイツＡ208
債務者　北原真由美
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
静岡県下田市蓮台寺504番地の１
債務者　大野かより
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４４９号
愛知県安城市小川町三日三升105番地１　レイスペース小川Ｂ棟502
債務者　山﨑　主健
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
福岡県久留米市長門石４丁目12番１―203号
債務者　大橋　千夏
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３２７号
岡山市北区下中野710―107、住民票上の住所長野県松本市大字島内5306番地１
債務者　髙木　俊成
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３７号
岡山市南区洲崎３丁目11番35号Ｂ―203
債務者　森山由美子（旧姓延兼）
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８号
大分県宇佐市大字北宇佐396番地
債務者　中野　拓也
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月21日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝338番地１　県営比謝団地４号棟504号室
債務者　新垣　好美（旧姓上地）
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１１５１号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目16番地の５レスポワールカソノ102号
債務者　武笠　　将
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１７９号
東京都府中市新町３丁目18番地の４第二米世ハイツ303
債務者　小林　美奈
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２５号
北海道帯広市白樺16条西11丁目15番地　コンフォート16・104号室
債務者　山口　　勇
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１０９９号
東京都小金井市中町４丁目11番11号むさしの荘２―Ｂ
債務者　松山　直樹
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９６号
東京都小平市学園東町２丁目14番10号けやきコーポ101号
債務者　松木　一美
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部